

保存活用計画書

景観資産の名称	城下町に由来する風情ある久美浜の街なみ
申請者	久美浜一区まちづくり協議会

代表写真



1 位置及び範囲

【位置】



【登録範囲】（別添詳細図あり）



【登録範囲と範囲設定の考え方】

- ・京丹後市久美浜一区は京都府の最北西端に位置し、自然豊かで風光明媚な景観である久美浜湾の波静かな水面や兜山の雄姿に見守られて、戦国時代において松倉城の築城や城下町が形成された。2度の震災復興を遂げた現在も当時の地割が維持され、伝統的な街なみや寺社が当時の面影を伝えている区域を登録範囲に設定している。
- ・久美浜一区においては、地域が主体となった「久美浜一区まちづくり協議会」を組織し、歴史の発掘・発信および地域活性化のための諸活動を進めてきているが、特に、登録区域のうち、国の登録有形文化財に指定されている「豪商稲葉本家」を中核とした区域においては「久美浜一区まちづくり協定」を締結し、伝統的な街なみの保全に向けた取り組みを進めてきており、今後は城下町の風情が残されている登録区域に、景観保全の取り組みを順次広げていきたいと考えている。

2 自然、歴史、文化等からみた特性

□景観資産の魅力

久美浜一区は、久美浜湾周辺地域を含め、平安時代以降、「久美の庄」と呼ばれる荘園に含まれ、「丹後御檀家帳」(1538~1540)には「くみのはま、家500軒。・・・」など、狭いながらも丹後地域でも有数の人口密集地であった。

戦国時代、松倉城主松井康之の統治20年間に、「うなぎの寝床」と呼ばれる細長い短冊形地割の町家やそれに合せた風情ある川筋、外敵を意識した道路などが整備された。

明治以降、大正14年の但馬震災、昭和2年の丹後震災の2度の震災にあったが、地割を維持した街なみに復興され、丹後唯一の、中世の城下町の地割が明確に残っている伝統的街なみの景観が現在も引き継がれている。

□自然的特性

城下町として形成された本区域を抱く、久美浜湾の波静かな水面と、遠く対峙する兜山の雄姿は自然豊かで風光明媚な景観を形成している。遠く本区域への視点場となる兜山から眺めると、城下町で一般的に見られる山当てという手法によって、通りの基軸が決められている構造が今でも示されており、東西の山々に挟まれた葺の波が、久美浜湾の水面と対比して美しい景観を形成している。

区域内を流れる久美谷川や栃谷川は街なみにも調和した自然豊かな景観が形成されており、京丹後市が街なみ環境整備事業により沿岸に小公園を設けるなど、自然特性を活かした新たな整備も進められている。

□歴史・文化的特性

江戸期に翹屋や沿岸交易で財をなし、大豪商として政治・経済、また幾多の社会活動の分野で大きな役割を果たした豪商稲葉本家は文化財の指定がされており、そのほかにも区域内には街なみに馴染んだ寺社が存している。

街なみは近世以来の町家の伝統を強く保持しており、表通りに面した町家は1列3間取り、裏通りは1列2間取りを基本とし、内部に大きな吹き抜け空間を設ける特徴がある。2度の震災と復興を遂げる中で地割の形態や街なみが維持されていることは、その価値は高いものがある。

【指定・登録文化財（建造物等）】

国登録文化財 稲葉家住宅主屋等4件

□周辺環境との関係

山陰海岸国立公園に指定されている久美浜湾では、カヌー（京都国体開催地）などのマリンスポーツが行われ、対岸のある兜山山頂からの景観は全国有数の絶景として知られており、そこからは登録区域と一体となった美しい景観を見降ろすことができる。

また、久美浜一区の区域には多くの文化財があり、それらの由緒ある寺社によって、本区域の街なみは見守られてきた。

【指定・登録文化財（建造物等）】

国登録文化財 本願寺本堂

府指定文化財 神谷神社本殿・参考館・神門等5件、宗雲寺庭園

府文化財環境保全地区 神谷神社環境保全地区

市指定文化財 本願寺勅使門、如意寺金剛力士像・勅額、宗雲寺宝篋印塔・肥後の墓

3 景観の保存、育成及び創造に関する事項

□法律や条例などによる景観上の規制誘導事項

「久美浜一区まちづくり協定」— 豪商稲葉本家を中核とした区域で締結（順次拡大に努める）本地区は、都市計画区域外である。

□景観づくりの目標像

伝統的な風情がある街なみを維持し、このような取り組みを地域の活性化に活かしていくことを目標とする。

□景観づくりの取組

「久美浜一区まちづくり協議会」が策定した「まちづくり基本構想」にある3本柱「水と緑への挑戦」「賑わいへの挑戦」「感動への挑戦」に基づき、久美浜湾や兜山と調和した美しく、やすらぎのある街なみを子供たちに残し、かつまた、交流人口を少しでも増加させる為、この景観に負けないような生活環境や街なみ保全のまちづくりに挑戦し、取り組みを進めている。

本区域において、新・増改築及び修繕等を行なう場合は、「久美浜一区まちづくり協定」による町屋をイメージした修景基準を遵守することとしている。また、京丹後市においては、街なみ環境整備事業を実施し、協議会が取り組んでいる景観づくりを支援している。

[現状]

「久美浜一区まちづくり協定」を締結した区域においては、「久美浜一区街なみ環境整備事業」（国土交通省、京丹後市）を活用して、町家の修景、道路美装化及び公園整備等が進められている。

また、本協議会が豪商稲葉本家の指定管理者となり、観光客に公開するなど、景観資産の維持活用を図り、地域活性化に活かしていく取り組みを推進している。

さらに、丹後半島「古代ロマン街道」として平成19年11月に指定された日本風景街道の協議会に参加して、広域的な活動についても推進している。

登録区域には、KTR久美浜駅前の広場及び久美浜公園の駐車場から歩いて回遊できる距離にあり、街なみを感じて街歩きを行うことができる。

[課題]

「久美浜一区まちづくり協定」の区域を拡大し、区域全域が調和のとれた風情のある伝統的な街なみが維持されるよう取り組みを進めていく必要がある。

また、優れた歴史文化を情報発信したり、協議会の活動を地域の活性化に有効に繋げていくことが課題である。

【解決のためのアイデアや方針】

「久美浜一区まちづくり協定」に定めた精神を将来にわたって活かすため、これまで取組んできたまちづくり活動を継続していくとともに、地域のまちづくりに関する理解や気運を高め、この地域にふさわしい活性化策を具体的に実施していくことが必要である。

また、地域においては、地域の自然環境と景観を活かした活気溢れるまちづくりの推進を行うことを目指して、新たなNPOを発足させ、幅広い地域活動と連携し、広くまちづくりの推進を図っていきたい。

4 景観を活かしたまちづくりへの展開に関する事項

□景観を活かしたまちづくり活動

[現状]

<区域内>

- ・将来にわたる総合的な美しいまちづくりを推進するため、京丹後市が実施する「街なみ環境整備事業」等により家屋の修景改修や、道路、公園、案内板、道標等の整備を促進
- ・豪商稲葉本家の管理運営に関する指定管理者に指定され、観光客等に無料で公開するなど地域の賑わいの創出を発信
- ・賑わい創出として久美浜季節祭や町家を活用したイベントの定期実施
- ・郷土写真家の写真を活用した「ふるさと写真展」を古い町家（料理旅館）で開催
- ・ふるさとの歴史を学ぶ活動として講演会を開催

<区域内外>

- ・京丹後市から市民力活性化推進プロジェクト事業の活動助成を受け、官民一体となった活性化事業を実施している。
- ・江戸時代「久美浦八景」として親しまれた歴史を踏まえ、京都造形芸術大学と連携して久美浜一区の良さを知ってもらう街歩きを啓発するため、現代版「新・久美浜八景」街歩きマップの作成と景勝地に標識を設置。

[新・久美浜八景]

本願寺、東山公園、久美浜公園、稲葉本家、城山公園、如意寺、神谷太刀宮、宗雲寺

- ・湾岸の他地域と協力して、久美浜湾の船による巡航を検討
- ・水源涵養林の森づくり運動として、区長会や住民と協力して周辺の山林に苗木の植栽を実施
- ・久美浜特有の草花である京丹後市の市花に選定されたトウテイラン、ユウスゲ、カワラナデシコ等の植栽活動の推進 等々。

[課題]

- ・現在、豪商稲葉本家を中核とした区域で修景改修に向けた取り組みを積極的に進めているが、運動のいっそうの広がりや定着が課題
- ・区域には、久美浜湾とその水面に映える兜山の雄姿を背景として、伝統的な街なみや寺社等の建造物が多く点在しており、このような景観資産を地域活動の活性化に活かしていく必要がある。

[景観を活かしたまちづくり活動のアイデアや方針]

- ・新たに設立が予定されているNPOとも連携し、久美浜湾を望みながら、伝統的街なみと周辺地域の由緒ある寺社や美しい眺望を活かした巡遊ルートを創設する等、市民や観光客との一層の交流と賑わい創出を進める。
- ・既存の「久美浜一区まちづくり協議会」のHPを適宜更新し、最新の取組についての情報を提供する。

5 その他必要な事項

◇「久美浜一区まちづくり協議会（平成13年10月発足）」

○構成団体

- ・一区公民館・久美浜町観光協会・久美浜町商店街協同組合・一区区長会・個人参加者

○専門部会

【にぎわい部会・歴史文化部会・森づくり部会】

の3部会とその他の実務担当で運営している。

○協議会会則

- 『久美浜一区まちづくり基本計画』

◇土地利用規制

都市計画区域外で、建築物に関する土地利用規制はない。

今回登録範囲

